

鳥
取
市
森
林
整
備
計
画

鳥
取
県

鳥
取
市

鳥取市森林整備計画(第2回変更)

計画期間

自 令和 4年 4月 1日
至 令和14年 3月31日

変更：令和 6年 4月 1日

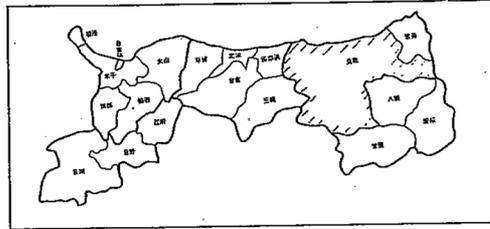
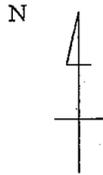
変更：令和 5年 4月 1日

樹立：令和 4年 3月31日

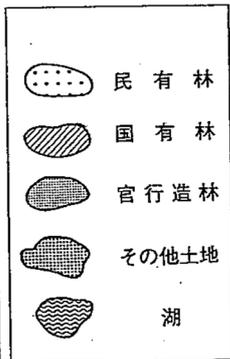
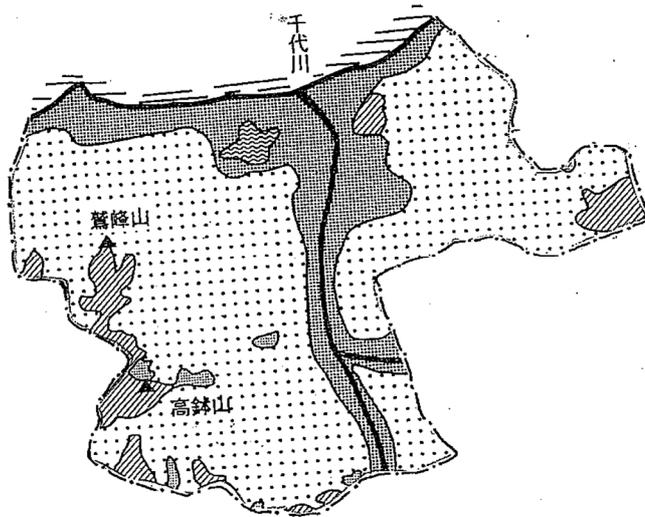
鳥取県

鳥取市

鳥取市位置図



S=1/200,000



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林の経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 3 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 4 林野火災の予防の方法
- 5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 6 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

※ なお、市町村合併に伴う林班変更に伴い、本計画では新林班を使用しているが、森林経営計画（森林施業計画）等で旧林班が使用されている場合は、下記のとおり新林班に読み替えするものとする。

旧市町村名	新林班と旧林班との関係
鳥取市	新林班＝旧林班
国府町	新林班＝旧林班＋300
福部村	新林班＝旧林班＋417
河原町	新林班＝旧林班＋500
用瀬町	新林班＝旧林班＋608
佐治村	新林班＝旧林班＋713
気高町	新林班＝旧林班＋800
鹿野町	新林班＝旧林班＋829
青谷町	新林班＝旧林班＋870

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、平成16年11月、県東部の国府町・福部村・河原町・用瀬町・佐治村・気高町・鹿野町・青谷町・鳥取市が合併し、面積76,531ha、山陰地方初の20万人都市となっている。

市の北側は日本海に面しており、市の中央を南北に流れる千代川の河口に位置する鳥取平野に市街地が形成され、市の中心部となっている。

林業関係の主な機関、団体として、鳥取森林管理署、鳥取水源林整備事務所、鳥取県庁、(公社)鳥取県緑化推進委員会、(公財)鳥取県造林公社、鳥取県森林組合連合会、鳥取県東部森林組合、八頭中央森林組合(及び同用瀬事業所)、鳥取県木材協同組合連合会及び(一財)日本きのこセンターが所在している。

森林等を対象とした自然公園として、海岸部の鳥取砂丘の松林等の山陰海岸国立公園、千代川水系野坂川源流部にある安蔵森林公園、湖山池近くの里山には本県最大の森林公園「とっとり出合いの森」が整備されている。また、市街地と接した史跡名勝地、久松山及び旧城山国有林は本市のシンボリック的存在となっている。

一方、本市の林野面積は54,716haで、林野率は71.5%となっている。このうち民有林は48,411ha(人工林率46.96%)となっている。

森林は温暖化防止、生物多様性の保全のほか日々の市民生活に必要な多面的機能を有しているため、計画的に保全管理され、健全な森林としてその機能を発揮することが望まれている。しかし、本市林業の状況は木材価格が振るわないことに加えて、路網密度が低く施業のコスト削減が図れない等の実態から林業離れが進み、適期の各種施業が滞っている。

今後、保育施業を容易にし、間伐材の利活用を拡大させるため、行政からの支援策を軸としながら作業道の整備・機械化の推進・地元産材の利用促進・新規就業者の育成などを重点的に進めて行く必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵（かん）養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注1：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林の維持造成を推進する。

森林の区分	森林整備及び森林施業の推進方策
水源涵（かん）養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵（かん）養の機能が十分に発揮されるよう、適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、その適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要が有る場合には、谷止めや土留等の施設の設置についても県に積極的に協力して推進することとする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の適正な整備や管理を県に積極的に協力し、その適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の適正な整備や管理を県に積極的に協力して推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の適正な整備や管理を県に積極的に協力して推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>

木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することとし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p>
---------	--

注1 育成単層林においては、保育・間伐の積極的な推進、また天然生林においては的確な保全・管理により、水源涵養・山地災害防止機能の維持増進を推進する。

注2 路網を中心とする生産基盤の整備については、効率的な森林施業と森林の適切な管理、経営に欠くことのできない施設であり、あわせて農山村地域の振興にも資することから本市の重要な課題として整備を積極的に推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者に対する施業内容やコストの提案を行うなど、普及・啓発活動を強化し、森林所有者や森林経営の受委託者等の合意形成を図ることで、森林施業の共同化及び森林経営の受委託等を促進する。

また、地形に合った機械作業システムの導入・定着やオペレーターの養成、林業労働者の確保・育成を図り、低コスト化や効率的な路網整備を行うこととする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として鳥取市森林整備計画において定められ、制限林の伐採規制等に用いられるものである。

ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

具体的には、森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して下表のとおりとする。

なお、長伐期施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢の2倍程度以上を目安とすること。

樹種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
40年	45年	35年	45年	10年	20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年4月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。なお、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

加えて、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、安全な状態での保残等に努める。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定め

るものとする。

樹種	生産目標	期待径級(cm)
スギ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造作材	34
ヒノキ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造作材	34
マツ	一般材	18
	梁桁材	28

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30パーセント以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあつては40パーセント以下）を基準とすること。

3 その他必要な事項

なし

第2 造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種とする。なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めることとする。造林対象樹種及び場所については、スギは沢沿い～斜面下部（乾燥土壌

は除く) 谷筋、ヒノキは斜面中腹～斜面上部、マツについては、クロマツを海岸部の砂丘地を基本とする。

樹種 (針葉樹)	樹種 (広葉樹)	備考
スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、ケヤキ等の高木性樹種	マツ:アカマツ、クロマツ

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基本とする。

なお、下表の植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は鳥取市の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ、ヒノキ、マツ	中仕立て	3, 000
	疎仕立て	1, 500

イ その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。 急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。
植付けの方法	苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また、秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。 気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。また、特定苗木やコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。
植栽の時期	気象 (特に乾燥) 及び苗木の生長活動の盛んな時期は避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また、秋植えにおいては苗木の生長が終わるころに行う。
樹下植栽の方法	複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。

この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然更新の完了を確認する方法等については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

区分	樹種（針葉樹）	樹種（広葉樹）	備考
天然更新対象樹種 （ぼう芽更新可能樹種）		クヌギ、コナラ等の高木性樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は 下記のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等の高木性広葉樹	「天然更新完了基準」に定める期待成立本数による。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は自然条件や社会的要請、並びに林業経営上から検討し、必要な林分について行う。

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図るものとする。

植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2本残すものとし、それ以外を掻き取るものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は鳥取市による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しないことから、天然更新が期待できない森林について、植栽により適確な更新を確保することとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

人工植栽により造成された森林、種子を供給する母樹が存在しない森林であって、天然更新が期待されない区域は次のとおりである。

なお、この区域には、海岸部砂丘地域の松くい虫被害跡地で、冬季の季節風、潮風等により、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林も含まれる。

(林班)

(鳥取地域) 1,2,3,195,200,205,206,207 及び 208 林班の一部	面積	12.17 ha
--	----	----------

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

区分	樹種（針葉樹）	樹種（広葉樹）	備考
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、ケヤキ等の高木性樹種	マツ：アカマツ、クロマツ

イ 天然更新の場合

区分	樹種（針葉樹）	樹種（広葉樹）	備考
天然更新対象樹種 （ぼう芽更新可能樹種）		クヌギ、コナラ等の高木性樹種	

(2) 生育しうる最大の立木の本数

「天然更新完了基準」で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）を更新する。

5 その他必要な事項

県と連絡を密にしながら、治山事業等により、マツノザイセンチュウに抵抗性のあるクロマツの導入を推進し、植栽にあたっては、肥料木との混植を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が10分の8以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う保育の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

本市においては、今後も適正な間伐及び保育の実施を図るために、下表のとおり具体的な推進方策を示して積極的な施業の実施を推進する。

なお、アカマツ、クロマツ、クヌギ等広葉樹については標準的な方法は示さず、必要に応じて実施するものとする。

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的林齢（年）				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	大径材	15～20	25～30	35～45	50～60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する。
	一般材	15～20	25～35			

ヒノキ	大径材	15～20	25～30	40～50	60～70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する。
	一般材	15～20	25～35			

※原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

※ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は今まで育成してきた人工林を健全な状態に維持して成育を促進し、利用価値の向上を図るうえで必要不可欠な作業である。

森林の立木における成育の促進及び林分の健全化を図るため下表を標準とし、既往における保育の方法、時期、回数、植生状況に合わせた作業方法、立木の成長度合いを勘案し、適切に実施する。

○保育を実施すべき標準的な林齢及び回数

樹種	保育の種類	実施年齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16 ～ 20	21 ～ 25	26 ～ 30
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△								
ヒノキ	つる切							←	△	→		←	△	→					
	除伐									←	○	→		←	△	→			
	雪起こし	←					△								→				
	枝打ち											←		○		→	←	△	→

(注) △は必要に応じて実行する。

3 その他必要な事項

なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林で、下記の4種類の区域からなる。

- A 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「水源涵(かん)養維持増進森林」という)

- B 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という）
- C 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境機能維持増進森林」という）
- D 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健機能維持増進森林」という）

ア 区域の設定及びその基準

各区域の設定等は別表1～3にまとめる他、別図1～6で図示することとする。

A 水源涵（かん）養機能維持増進森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵（かん）養機能の評価区分が高い森林など水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

B 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林。

C 快適環境機能維持増進森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や県民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林。

D 保健機能維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林。

イ 森林施業の方法

A 水源涵（かん）養機能維持増進森林

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

○伐期齢の下限

樹種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
50年	55年	45年	55年	20年	30年

B 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を、それ以外の森林については複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、付属資料にまとめる。主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

○伐期齢の下限

樹種					
スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ コナラ	その他広葉樹
64年	72年	56年	72年	16年	32年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材生産機能維持増進森林」という。）の区域の設定は別表1にまとめる他、図示することとする。設定の基準は林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。また、このうち、緩傾斜かつ林道等の距離が近いなど、施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定める。

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。(ただし、アカマツの天然下種更新やコウヨウザンの萌芽更新を行う森林など、本市が別に定める場合は除く。)

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

講演会及び説明会等による施業実施協定の制度周知を図り、施業実施協定の参加を促進する。

(2) その他

なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業者や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウド等のGISの活用や林地台帳、地積調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、市内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受委託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要情報の提供、助言及びあつせんに努め、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

間伐等の森林施業に加え、路網整備や森林保護に関する項目を含む内容で森林経営の受委託等を行う。その際、森林の技術や知識を有した者と契約締結を進めるよう留意する。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

(2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(3) 施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進めるものとする。

5 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

団地的まとまりのある地域については、県、本市、森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、路網整備などの共同化を重点的に実施する。その推進にあたっては森林組合との連携、不在村森林所有者への働きかけを行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という）全員により年次別の実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、施業は可能な限り共同で、または森林組合等森林事業体へ共同委託により実施することを旨とする。
- ② 施業実施の共同化を効果的に促進するため、路網、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ③ 種苗の共同購入等共同して行う施業の実施方法についてもあらかじめ明確にすること。
- ④ 明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は施業実施の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。
- ⑤ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては下表のとおりとする。

(単位 m/ha)

区分	作業システム	路網密度		
		基幹路網	細部路網	全体

緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系 作業システム		0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15~25	45~125	60~150
	架線系 作業システム		0~25	15~50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5~15

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（以下「路網整備等推進区域」と言う。）については定めのないものとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作成に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日林野道第107号林野庁長官通達）及び鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）に則り開設することとする。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

イ 基幹路網の整備計画

○林道の開設又は拡張に関する計画

開設	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区域面積)	前半5カ 年の 計画箇所	備考	
開設	自動車道	林道	鳥取市	竈山	1,000m	-	1箇所	1,734ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	鳥取市	河内鬼入道	1,800m	-	1箇所	1,070ha		森林基幹道
開設	自動車道	林道	鳥取市	桑原河内	530m	-	1箇所	1,126ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	鳥取市	宇津ノ谷	700m	-	1箇所	120ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	馬込	2,400m	-	1箇所	157ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	扇山	600m	-	1箇所	681ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大石	2,100m	-	1箇所	251ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大茅山	1,900m	-	1箇所	151ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大段	400m	-	1箇所	29ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大平	400m	-	1箇所	33ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	釜ヶ谷	600m	-	1箇所	68ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	神護稲葉山	3,800m	-	1箇所	105ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	河本	200m	-	1箇所	22ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	木合谷	400m	-	1箇所	64ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	口木戸	300m	-	1箇所	70ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	黒見谷	200m	-	1箇所	113ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	桜谷	900m	-	1箇所	70ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	高谷	400m	-	1箇所	152ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	宝殿木原	900m	-	1箇所	338ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	別府家奥	600m	-	1箇所	134ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	ボウニン	400m	-	1箇所	42ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	万蔵谷	700m	-	1箇所	178ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	三滝	1,000m	-	1箇所	728ha	○	森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	南平	200m	-	1箇所	54ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	本谷	700m	-	1箇所	205ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	箭溪	1,500m	-	1箇所	49ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	多鯨ヶ池	800m	-	1箇所	49ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	美敷高岡	2,000m	-	1箇所	138ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	啞小屋	200m	-	1箇所	229ha		森林管理道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	猪子線	2,800m	-	1箇所	75ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	上野谷線	1,500m	-	1箇所	177ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	立木線	1,250m	-	1箇所	61ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	八重原線	2,000m	-	1箇所	92ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	弥次郎山線	5,400m	-	1箇所	77ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	山葵線	1,700m	-	1箇所	49ha	○	林業専用道
拡張	改良		鳥取市	佐谷小畑	500m	-	1箇所	529ha	○	幹線
拡張	改良		鳥取市	安蔵	300m	-	1箇所	597ha	○	幹線
拡張	改良		鳥取市	桑原河内	1,500m	-	1箇所	1,126ha		幹線
拡張	改良		鳥取市	鳥取中央	2,000m	-	1箇所	1,203ha		幹線
拡張	改良		鳥取市	福地荒舟	600m	-	1箇所	529ha	○	幹線
拡張	改良		鳥取市	若桜江府	2,015m	-	2箇所	1,006ha	○	幹線
拡張	改良		鳥取市	河合谷	800m	-	1箇所	4,346ha	○	幹線
拡張	改良		鳥取市	赤井谷	400m	-	1箇所	138ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	赤松谷	500m	-	1箇所	77ha		その他
拡張	改良		鳥取市	板井原	600m	-	1箇所	197ha		その他
拡張	改良		鳥取市	猪路谷	15m	-	1箇所	70ha	○	その他
拡張	舗装		鳥取市	宇礼谷	400m	-	1箇所	662ha		その他
拡張	改良		鳥取市	宇礼谷	200m	-	1箇所	662ha		その他
拡張	改良		鳥取市	大谷	300m	-	1箇所	98ha		その他
拡張	改良		鳥取市	大ナル	400m	-	1箇所	30ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	大ナル	2,000m	-	1箇所	30ha		その他
拡張	改良		鳥取市	小畑谷	8m	-	1箇所	84ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	恩谷	11m	-	1箇所	90ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	毛無山	600m	-	1箇所	70ha		その他
拡張	改良		鳥取市	高路岩坪	100m	-	1箇所	446ha	○	その他
拡張	舗装		鳥取市	高路岩坪	1,033m	-	1箇所	446ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	十神	200m	-	1箇所	32ha		その他
拡張	改良		鳥取市	十神	5m	-	1箇所	31ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	セバ谷	300m	-	1箇所	319ha		その他
拡張	改良		鳥取市	セバ谷	19m	-	3箇所	319ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	天王	200m	-	1箇所	73ha		その他
拡張	改良		鳥取市	堂ヶ谷	2,100m	-	1箇所	273ha		その他
拡張	改良		鳥取市	中津美	7m	-	1箇所	443ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	中津美支	300m	-	1箇所	64ha		その他
拡張	改良		鳥取市	中山	2,000m	-	1箇所	70ha		その他

開設	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区 域面積)	前半5カ 年の 計画箇所	備考
拡張	改良		鳥取市	兵田山	900m	-	1箇所	71ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	兵田山	900m	-	1箇所	71ha	その他
拡張	改良		鳥取市	細見	11m	-	1箇所	92ha	○ その他
拡張	改良		鳥取市	本谷	1,100m	-	1箇所	387ha	その他
拡張	改良		鳥取市	摩尼山	400m	-	1箇所	79ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	摩尼山	800m	-	1箇所	151ha	その他
拡張	改良		鳥取市	見打谷	200m	-	1箇所	197ha	その他
拡張	改良		鳥取市	三谷	1,000m	-	1箇所	51ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	三谷	1,200m	-	1箇所	51ha	その他
拡張	改良		鳥取市	向井谷尾根	400m	-	1箇所	98ha	その他
拡張	改良		鳥取市	山湯山	200m	-	1箇所	42ha	その他
拡張	改良		鳥取市	笑道谷	200m	-	1箇所	105ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	笑道谷	1,900m	-	1箇所	105ha	その他
拡張	改良		鳥取市	クラリン谷	600m	-	1箇所	108ha	その他
拡張	改良		鳥取市	滝谷本	200m	-	1箇所	39ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	滝谷本	300m	-	1箇所	39ha	その他
拡張	改良		鳥取市	板井原杉森	11m	-	1箇所	202ha	○ その他
拡張	改良		鳥取市	板井原杉森	500m	-	1箇所	202ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	板井原杉森	1,000m	-	1箇所	202ha	その他
拡張	改良		鳥取市	万蔵谷	1,600m	-	1箇所	178ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	神の谷	500m	-	1箇所	38ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	天神原谷一木	1,000m	-	1箇所	33ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	八葉寺	1,800m	-	1箇所	82ha	その他
拡張	舗装		鳥取市	山葵谷	3,100m	-	1箇所	101ha	その他

区分	種類	延長 (m)	箇所数	
開設	林道	27,630	29	
	(内訳)	森林基幹道	3,330	3
		森林管理道	24,300	26
		林業用専用道	14,650	6
拡張	改良	24,202	43	
	舗装	16,933	14	
	計	41,135	57	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、民有林林道台帳について（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、鳥取県林業専用道作設指針（平成23年3月31日第201000207814号）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日第201000193342号）等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

(3) 林産物の搬出方法に関する事項

持続的な林業の確立、山地災害リスクの回避の観点から、立木の伐採・搬出及びそれに伴う集材路・土場の作設の際には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、現場条件等を勘案した搬出方法を定めることとする。

4 その他必要な事項

なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の育成及び確保に関する事項

ア 林業に従事する者の育成及び確保の方向

本市の森林所有者は農業及び非農家の複合経営が大部分であり、農閑期や日曜・休日を利用した林業従事者がほとんどである。林家後継者のほとんどは林業に関心を示さず、林業に従事していたものも木材不況により林業離れとなり、林業従事者の確保はいつそう困難な状況となっている。よって、森林整備の担い手は森林組合等を中心に育成、確保していかなければならない状況となっている。

本市は以下の3点を柱に施策を展開する。

- ① 森林組合等が雇用する林業労働者の雇用条件の改善に努め、担い手作りを促進するとともにU・J・Iターンによる新たな林業担い手の育成・確保を支援
- ② 中山間地域でのグリーンツーリズムを進め、林業に興味のある新規就業者の発掘を進める。
- ③ 間伐材等の販売体制を整備するとともに、しいたけ生産体制を支援して林業所得の向上を図り、新規参入意欲の喚起を図る。

イ 林業労働者、林業従事者の育成方策

(1) 林業労働者の育成

林業事業体における雇用体制を改善するため、鳥取県林業労働力確保支援センター等を核として、森林組合等事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働条件等雇用管理の改善を推進する。また、林業従事者育成を目的とした、各種技術研修に協力して、技能の向上を推進するなど人材の育成に努める。

(2) 林業後継者等の育成

本市では鳥取市林業振興協議会、福部町林業研究会、鹿野町林業研究グループ、青谷町林業研究会、用瀬町林業研究会、佐治町林業研究会の林研グループが自主的に林業技術の習得、林業経営の研究を行っている。しかし、林研会員の高齢化が進んでお

り、これまで会員間に蓄積されてきた技術を次の世代に伝えていくことが重要な課題となっている。各林研で行われている各講習会を通じ、各地区で後継者育成を図って行くこと、そして林研会員の裾野を広げることで林業後継者の育成を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

ア 林業機械化の促進方向

本市では、小規模分散型の林分に加えて、路網密度が低いことから、林業機械の稼働条件が整っていない。しかし、適正な保育管理や成熟林分の利用を勘案すれば、林業機械の導入は必要不可欠である。また、林業労働者の減少及び高齢化が進んでいる状況を踏まえて、作業の軽減、労働安全の改善及び省力化による効率的な生産を確保する必要がある、施業の団地化を行い高性能機械の導入を推進する。

イ 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおり設定する。

作業の種類	現状	将来
伐木造材	チェンソー、ハーベスタ、プロセッサ	チェンソー、ハーベスタ、プロセッサ
集材	架線及び集材機、グラップル、簡易ウィンチ	タワーヤーダ、グラップル、簡易ウィンチ、架線及び集材機
木材搬出	林内作業車、フォワーダー	林内作業車、フォワーダー
運搬	2tトラック	トレーラー

ウ 林業機械化の促進方策

区分	促進方法
森林組合	スイングヤーダ、プロセッサ、ハーベスタ、集材機等の導入。高性能林業機械オペレーターの養成は、県等が行っている研修会等への積極的参加を進め安全性確保及び生産コストの低減を推進することとする。また、効率的な生産体制の整備や生産性向上のため、施業の団地化を推進する。
担い手育成財団	有資格林業技能者育成の協力。
林研グループ	林業機械化促進の諸施策の啓発と実践
鳥取市	基盤整備（作業道、林道）、啓発活動

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市は鳥取県東部一円の主要な木材集積地となっており、数多くの木材の流通、加工施設

が整備されているが、他産地をリードするまでにはいたっていない。

特に地域流域で取り組む必要のある流通加工は、千代川流域のスギを中心とした膨大かつ成熟した資源があるにもかかわらず、供給体制の整備は遅れている。

本市を中心とした地域流域が林業地として生き残るためには、伐期に達した森林の利用対策が何よりも重要であり、そのためには、他産地と競争できる小口流通体制が必要であり、現状の地場需要に対しても他産地に奪われている（市内の新築住宅建築に地元材がほとんど使用されていない）現状を関係者は認識する必要がある。

また、製紙工場のバイオマス発電の本格稼働によるチップ材の供給需要、合板工場への供給需要と新たな需要も生まれており、同時に安定的した木材の供給する体制が必要となってくる。

ア 木材加工の合理化

加工生産体制では、従来から化粧重視生産から、強度重視の住宅品質確保推進法への対応、難しいスギの乾燥を容易にする集成材の部材化、量産のノーマン化工場の続出に対応したコストの軽減策。生活様式の洋風化に伴う大壁用柱の需要構造の変化などの対応について立ち遅れが目立っていると考えられる。

今後林業事業体の積極的な製品開発とコスト縮減に対する取り組みを支援すると共に、産官学が一体となった検討・研究手法を活用して、消費者ニーズに応えられる各種木材加工品の生産に取り組んでいく必要がある。

イ 特用林産物

本市の特産品であるシイタケについて、原木林は二次林が多くあるものの、高齢、大径化しており、加えて生産者及び生産量は減少傾向にある。今後、日本きのこセンター、J A、森林組合等と連携を密にして、原木の安定供給、機械施設等の共同化及び品質向上のため施設整備を推進していく。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおりとする。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3のとおり定めることとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施設や農業被害対策等と連携・調整する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫の被害状況は、内陸部においては松枯れの進行はあるものの、植生遷移等により広葉樹への移行が進んでいる。一方、海岸部は松枯れにより、森林景観の低下、飛砂、冬期の季節風による自然災害を引き起こしている。よって、今後の松くい虫被害対策は、松以外では代替えが困難である海岸部において、保全松林（高度公益機能森林及び地区保全森林）内で進めていく。ここでは、地上散布又は樹幹注入による予防と伐倒駆除を組み合わせ効果的に実施することとするが、特に予防効果が高い樹幹注入については、海岸砂丘地内（国立公園内）の高度公益機能森林、及び景勝地（湖山池・青島）の地区保全森林において行う。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害の未然防止を図ることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、有識者の意見を聞きつつ、市長の判断により伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

なし

3 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1に定めた対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における

対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

4 林野火災の予防の方法

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。

5 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的に該当することとし、「鳥取市森林等の火入れに関する条例」に則し行うものとする。

6 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

対象森林の区域（林班、小班）被害拡大防止森林及び地区被害拡大防止森林を記載

地域	林小班	面積（h a）
鳥取地域	4 林班 A～E、5 林班 C G H	1 1
福部地域	4 5 3 林班 B C F、4 5 4 林班 B C E	1 0
面積		2 1

(2) その他

なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

林業構造改善事業等により施設整備を済ませている安蔵森林公園を取り巻く区域、及び山陰海岸国立公園内の生活環境保全林として整備した区域を保健機能森林の区域として次のとおり定める。

地域	林小班	面積 (h a)
鳥取地域	145～146林班	128.42
福部地域	455林班 D	31.55
面積		159.97

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
伐採方法	択伐を基本として、多様な樹種からなる保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ利用者の憩いの場となる森林に誘導するとともに、積極的に保健機能森林として整備し、機能の増進に努める。
造林・保育	定めない

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

定めない。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (標準伐期m)
ヒノキ	15
スギ	16
その他広葉樹	10

4 その他必要な事項

なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域について、別表 3 のとおり定めるものとする。

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、以下の事項において適切に計画すること。

ア 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林の施業方法

ウ 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	現状（参考）	
	位置	規模
ふるさと林道安蔵線	安蔵～北村	L=8,535m
林道三滝線	河原町北村	L=3,400m

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

木材価格の下落等で林家の経営意欲は大きく低下しており、木材等生産機能による地域の活性化を図る状況とはなっていない。

保健文化機能を有する鳥取市河原町北村地内の高山周辺は、平成 22 年、ふるさと林道安蔵線の完成にともない、安蔵（鳥取地域）と北村（河原地域）が結ばれ、平成 17 年 10 月には森林農地整備センターが施工した大規模林道の開通により河原地域と三朝町が直接結ばれていることから、この林道周辺に位置する安蔵森林公園、三滝林間施設を活用し、今後多くの市民が保健文化機能を享受し、あわせて周辺山村地域の活性化につなげていきたい。

市街地東側に隣接する太閤ヶ平周辺の旧城山国有林は鳥取自然休養林に指定されており、利便性のよさから多くの市民がウォーキングなどの健康づくりやバードウォッチングを楽しんでいる。また、鳥取城跡のある久松山とあわせこの一帯は高い文化性を有していることから、平成 18 年度には「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画」が策定された。この事業計画には太閤ヶ平周辺の環境整備事業も計画されており、鳥取市のシンボルとして多くの観光客、市民が憩うエリアとしていきたい。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画は以下のとおりである。

施設の種類	現状		計画	
	位置	規模	位置	規模
安蔵森林公園	安蔵	森林体験交流センター 460 m ² キャンプ場 11 サイト 林間広場 2 h a 遊歩道 4,500m バンガロー 5 棟		
三滝溪周辺林	北村	遊歩道 1 k m キャンプ場 20 サイト コテージ 1 棟 バンガロー 3 棟 休養施設 1 棟 バーベキューハウス 1 棟		
三角の森	用瀬	遊歩道 2 k m		

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

水源地としての森林の重要性について理解を深めるため、下流域の住民団体に間伐や枝打ちなどの作業にボランティアとしての参加を働きかける。

また、森林の有する水源涵（かん）養等の公益的機能の維持・発揮のため、近隣市町村と連携して森林造成・保全を行う。

(3) その他

なし

6 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及、指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携を密にして林業先進地視察や間伐講習会などを積極的に支援するとともに県などが行う講習会等にも参加を呼びかけるなど、林家の森林施業意欲の向上に努めるものとする。

(2) 市有林（市行造林）整備に関する事項

鳥取市では市有林は、549h a、市行造林 570h a の計 1,119h a を有している。

これらの市有林（市行造林）は、森林組合等に保育、間伐等を委託して施業を適切に実施している。

(3) 国有林に関する事項

本市内の国有林のうち「レクリエーションの森」として鳥取自然休養林が指定されており、登山・散策する市民の憩いの場となっている。この鳥取自然休養林については、市街地から近いこと、また鳥取森林管理署の整備が適切に行われていることから、大勢の市民が足を運んでいる。この「レクリエーションの森」を管理運営する協議会の場で、市民がより一層森林に親しめるようになり、森林に対する意識が向上するよう、各種関係者と連携を密にし、協議を行っていく。

【別表 1】 公益的機能別施業森林の区域

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別表 1 - 区①のとおり (別図 1 のとおり)	25,275
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 1 - 区②のとおり (別図 2 のとおり)	4,916
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 1 - 区③のとおり (別図 3 のとおり)	15,104
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 1 - 区④のとおり (別図 4 のとおり)	5,838
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別表 1 - 区⑤のとおり (別図 5 のとおり)	22,293
その内特に効率的な施業が可能な森林		別図 6 のとおり	

【別表 2】 公益的機能別施業森林等の施業方法毎の区域

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採面積の規模を縮小した伐採を推進すべき森林	別表 1 - 区①のとおり	25,275
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	別表 1 - 区②、③、④のとおり	22,481
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

別表1-区①

(各林班は一部)

水源涵(かん)養機能維持増進森林

林班	林班	林班	林班
9			
17~20			
23			
67~72			
98~113			
131~132			
135~136			
138~151			
176~177			
185~186			
189~192			
203			
304~310			
313~316			
320~326			
328~329			
335~368			
368~417			
435~437			
540			
545~555			
557~558			
560~587			
591~592			
596~597			
612			
614~646			
649~652			
654~671			
673~706			
710			
715~756			
760			
764			
834~836			
838~841			
844~865			
890			
893			
895			
898~904			
922~925			
929			
931~932			
936~943			
945~965			
967~968			

別表1-区②

(各林小班は一部)

山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
3	G,H,I,M	85	A,B,G	166	C,D	323	A
4	B	86	C,D	167	A,C,D,G	327	I
5	D,E	87	C,D,E,F	168	B,G,J	328	D
6	H	89	D,E,L,N	169	E,G	331	A,B,C,F,G
9	A,D	90	A,B,C,D,E,F,G,H	170	A,B,C,E,G	332	F
10	B	91	A,B	171	A,C,L	333	E
13	A,B,C	94	C,D,E,G	172	D,F	335	C,F,G
14	A,B,C,D,E	95	E,F,G	173	B,C,E,G,H,I,L	336	G,H
17	A	96	D,E,F,G,I,J,K	175	A,B,C,D,E,J,L	337	A
20	A,B	98	D	176	A,B,C	339	D
21	B	99	D,E,F	177	D,F,G	340	D
23	A	101	B,C,D	178	D,E,F,K	342	B,E
26	A,D,K,L	102	C,D,E,G	179	C,D	345	B
28	A,B,D,E	104	N	180	B,C,D	347	A
29	B,C,D,E,F	105	A,B,C,D,E,F,G,H,I, K,L,M	181	A,H,K	348	A,B
31	B	108	J	182	C,D,E,F	350	A
32	B,I	111	H,I,J	183	C,E	351	D,E,G
33	B,C,D,E	114	E,F,G,H	185	A,D,E,G,H,J	356	B
34	A,D,E	115	F,G	186	A,B,D,H,I	357	E
36	A,B	116	B,C,E,F,G,J,K,L	187	B,C,F,G	358	A
41	D,E,G	117	K	188	A	362	E,F
42	B	118	D,E,G	190	E	364	C,D,E
44	A,B,I	119	B,C,D,F	191	B	365	F,G,H
45	A,C,D,F,G,H,J,K,L, M,N	120	G,H,I	193	A,B,C	367	A,B
47	G,H,J	122	H	194	B,D,E,G	368	A,F
48	E	123	A,C,D,E	195	B,D,N,O	373	A
49	B	124	B,C	196	B,C,D,E,F,G,J	376	D
51	C	125	E	198	C,D	379	R
53	D,E	127	B,D,E,F	199	A	381	A,B
54	A,D	128	D,E,H,I	201	F	386	H
55	A	129	A,B,C	202	F	387	J,K
56	F	131	B,D,G	204	C,F	389	A
57	E,F	132	C,R	205	F,T	399	B,G,H
58	I,N	133	B,D,E,H	207	A	401	A
59	A,B	134	B,H,I	208	C,E	402	J
62	A	135	A,B,E,F	301	A	404	E
63	F	137	F	302	A,E	407	L
64	B,C,D,E,F,G	141	A,B,C,D,E	303	B,C,F,H,I	415	G
65	D,E,F	150	E,F,G	304	E,F	418	A,B,C,D
66	A,B,C,D,E	151	A,B,C,D,E	305	A,B,C,D,E,F	420	D
67	A,C,D	152	A	306	A,B,D,E,F,G	421	J
69	C,D,E	153	B,G,I,J,K	307	A,B,C,D,E,F,G,H	424	A,D,E
70	C	154	C	308	A,B,C,D,E	427	A,B,C,D
71	A,B,D	155	C,G,H	309	A,B,C,D,E,F,G	428	B,C,D,E
73	C	158	D,H	310	A,B,C,D,E	430	A,B
74	B,C,H,I,J	159	F,J,K,L	312	B,C,D,E,G	434	A
80	C,D	160	A,B,F,G,K	313	A,B,C	436	G
82	H	161	A	319	F,G,H	437	A,D
83	A,E	164	C	321	E	439	E
84	B,I	165	A,D,G,H	322	G	440	E,F

別表1-区②

(各林小班は一部)

山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
441	F	605	A,B	723	A,C,E,F,H,I,K,L	841	G
442	A	606	C	724	B,C	842	A,D
446	D,E	608	F	725	A	843	A,D
447	B,C,D,E,F,G,H	609	F,G	729	A,H,J	844	D,E,G
448	B,C,D,E	612	A,B	731	L,N	845	B,C
501	A,C,D	613	A,B,C	733	B,C,D	846	C,J
502	A,B	614	C,D,E	734	C	847	A,B,D,K,L
503	B	616	B	737	A,I	848	A
504	C	617	D	743	E	849	A,C,D,E,F
505	A,B,G	618	B,C,D,E,G	745	L	850	A,B,C,E,F,G
506	C,D,E,F	619	A,E	746	B,C,F,G	851	A,B,C
507	A,B	629	E,F	747	D,E,F,L,M	852	A,B,C,D,E
508	C	639	B,C	748	A,B,C,E,H	853	A,B,C,D
509	A,I,J	645	B,F	753	L,M,P	854	A,E,F,G,H,I,J,K
510	D,E,G	646	E,G,H	754	E,F	855	A
511	C,E	647	C,D,E,F,G,H,I,J,K, L	755	B	856	A,B
512	A,D	648	A,B,C,D,E	756	A,E,F,G	857	A
513	A,D	649	B	757	M,P	858	A,B,C,D,E,G
514	A	651	C,D,E,F,G,H,I,J	758	A,C,G	859	A,B,C,D,E
515	J	653	D,E	761	A,E,F,G,H,I	860	A,B,C,D
516	D,G	655	F	762	A,C	861	A,B,C,D
517	E	656	A,B,D,E,F	763	E,F,G,H,I,K	862	A,B,C,D,E,F,G,H
518	A,C,F,G,H,I,J,L,M	657	A,M	764	H	863	A,C,E,F,G
519	A,E,F	658	F	801	E	864	A,B,C
520	A,B,F	659	A,G,H	803	A,B	865	A,B,C,D,E
521	A	660	E,F	805	B,C,D,L,N	866	A,G,H,I,J,K,L
523	C,F,G,H,I,J	662	D,E	806	C	867	A,B,C,D,M,N
524	B,E,G	663	A,B	807	C,D,E,I	868	A,G
525	A,B,C,D	664	A	808	A,B,D,E,F	869	G,I
526	A,B,C,D	671	D,E,F,G,H	809	C	870	A,B,F
527	A,B	672	C,E,F,G,J,K	811	C,F	872	E,G
528	E,F	673	A	812	A,C,D,E,F,G,M	873	A
529	B	680	J,K	813	E	874	A
530	B,C,D	687	J	814	B,E,F	875	I,J
533	C,D,E	692	A,D	819	B,C	877	B,C,E
535	D,E,F,G,K	694	N	821	B	878	E
536	A,B,D,E	702	A	822	G,H,I,J	879	A
537	A,C,D,E,G	704	B	823	B,E,F	883	A
539	B,C	706	B,C,D	827	E	887	B
540	B	707	C,D,I	828	B	890	C
546	A	708	E	829	E	891	C
547	D	710	A,B,C,D,E,F	830	B,F	892	A,B,C,D
548	G	711	A,B,C	831	F	893	A,B,E,F,G,H
556	B	712	A,B,C,D,E,F,G	832	A,B,C,E,F	895	A,D
557	A	713	A,B,C,E,F,G,H,I,J, K	833	C	896	C
559	A	715	B,G	834	A,B,C	897	A,B,C
561	B,C,D	718	D,E	836	A,C,E	898	E
586	C	719	A,F	837	A,C,D,E	901	A,B
602	A,B,C,D,E	721	E,F,K	838	A,B,C,D,E,F,H	905	C,D,E,F
603	B	722	A,B,H	839	F,H	906	A,C

別表1-区③		快適環境機能維持増進森林 (各林小班は一部)					
快適環境機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
1	A,B,C,D	52	A,B,C,D,E	170	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K	315	A,B,C,D,E
2	A,B,C,D,E,F,G,H	80	A,B,C,D,E	171	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M	316	A,B,C,D
3	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M	81	A,B,C,D,E	172	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	317	A,B,C,D
4	A,B,C,D,E,F,G,H	82	A,B,C,D,E,F,G,H	173	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	318	A,B,C,D,E,F
5	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	83	A,B,C,D,E,F,G	174	A,B,C,D	319	A,B,C,D,E,F,G,H,I
6	A,B,C,D,E,F,G,H	84	A,B,C,D,E,F,G,H,I	178	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K	320	A,B,C,D,E,F,G
7	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N	85	A,B,C,D,E,F,G	179	A,B,C,D,E,F,G,H,I	321	A,B,C,D,E,F,G
8	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	86	A,B,C,D,E,F	180	A,B,C,D,E	322	A,B,C,D,E,F,G
9	A,B,C,D,E,F,G	87	A,B,C,D,E,F,G	181	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M	323	A,B,C,D,E,F
10	A,B,C	88	A,B,C,D,E	182	A,B,C,D,E,F	324	A,B,C
11	A,B,C,D,E,F,G,H	89	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N,O,P	183	A,B,C,D,E	325	A,B,C,D,E,F,G
12	A,B,C	90	A,B,C,D,E,F,G,H	184	A,B	326	A,B,C,D,E,F,G,H
13	A,B,C	91	A,B,C,D,E,F,G,H,I	185	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	327	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J
14	A,B,C,D,E,F,G	92	A,B,C,D	186	A,B,C,D,E,F,G,H,I	328	A,B,C,D,E,F,G,H
15	A,B,C,D,E	93	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	187	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	329	A,B,C,D,E,F,G,H
16	A,B,C,D,E,F,G	94	A,B,C,D,E,F,G	188	A,B,C,D	330	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M
17	A,B,C,D	95	A,B,C,D,E,F,G	189	A,B,C,D,E	331	A,B,C,D,E,F,G
18	A,B,C	96	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K	190	A,B,C,D,E,F,G	332	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J
19	A,B,C,D	97	A,B,C,D,E	191	A,B,C,D,E,F,G,H	333	A,B,C,D,E,F,G,H
20	A,B,C	98	A,B,C,D,E	192	A,B,C,D,E	334	A,B,C,D,E,F
21	A,B	99	A,B,C,D,E,F,G,H	193	A,B,C,D,E	335	A,B,C,D,E,F,G
22	A,B	100	A,B,C,D,E,F,G	194	A,B,C,D,E,F,G	336	A,B,C,D,E,F,G,H
23	A,B,C	101	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N,O	195	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N,O,P	337	A,B,C,D,E,F
24	A,B,C,D,E,F,G,H,I	102	A,B,C,D,E,F,G,H	196	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	338	A,B,C
25	A,B,C,D,E,F,G,H	103	A,B,C,D,E,F,G,H	197	A,B,C,D	339	A,B,C,D,E,F,G
26	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	111	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	198	A,B,C,D,E,F,G	340	A,B,C,D,E,F
27	A,B,C,D,E	112	A,B,C,D,E,F	199	A,B,C,D,E	341	A,B,C,D,E,F,G,H
28	A,B,C,D,E,F	113	A,B,C,D,E,F	200	A,B,C,D,E,F,G,H	342	A,B,C,D,E
29	A,B,C,D,E,F	114	A,B,C,D,E,F,G,H	201	A,B,C,D,E,F,G,H,I	343	A,B,C,D
30	A,B,C	115	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	202	A,B,C,D,E,F	344	A,B,C,D,E
31	A,B,C	116	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N	203	A,B,C,D,E	345	A,B,C
32	A,B,C,D,E,F,G,H,I	117	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	204	A,B,C,D,E,F	346	A,B,C,D,E
33	A,B,C,D,E	118	A,B,C,D,E,F,G	205	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N,O,P,Q,R,S,T,U,V	365	A,B,C,D,E,F,G,H
34	A,B,C,D,E,F,G	119	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N,O	206	A,B,C,D,E,F,G,H	366	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J
35	A,B,C,D,E,F	120	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N	207	A,C,D,E,F,H	367	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J
36	A,B,C,D	121	A,B,C,D,E,F	208	A,B,C,D,E,F,G	368	A,B,C,D,E,F,G,H
37	A,B,C,D,E,F,G,H,I	153	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K	301	A,B,C	370	A
38	A,B,C,D,E,F	154	A,B,C,D,E	302	A,B,C,D,E	371	A,B,C,D,E,F,G,H,I
39	A,B,C,D,E,F,G	158	A,B,C,D,E,F,G,H,I	303	A,B,C,D,E,F,G,H,I	376	A,B,C,D,E,F,G,H,I
40	A,B,C,D	159	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M	304	A,B,C,D,E,F,G	418	A,B,C,D,E
41	A,B,C,D,E,F,G	160	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	305	A,B,C,D,E,F	419	A,B,C,D,E,F
42	A,B,C,D	161	A,B,C	306	A,B,C,D,E,F,G	420	A,B,C,D,E
43	A,B,C,D,E	162	A,B	307	A,B,C,D,E,F,G,H	421	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J
44	A,B,C,D,E,F,G,H,I	163	A,B,C	308	A,B,C,D,E	422	A,B,C,D,E,F,G
45	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N	164	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	309	A,B,C,D,E,F,G	423	A,B,C,D
46	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	165	A,B,C,D,E,F,G,H,I	310	A,B,C,D,E,F,G,H,I	424	A,B,C,D,E,F,G,H
47	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N	166	A,B,C,D,E	311	A,B,C,D,E	425	A,B,C,D,E,F
48	A,B,C,D,E	167	A,B,C,D,E,F,G	312	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	426	A,B,C,D,E,F
50	A,B,C,E,F,G,H	168	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	313	A,B,C,D,E	427	A,B,C,D,E
51	A,B,C,D,E,F	169	A,B,C,D,E,F,G	314	A,B,C,D,E,F	428	A,B,C,D,E,F

別表1-区③		(各林小班は一部)					
快適環境機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
429	A,B,C,D,E	810	A,B,C,D,E,F,G,H,I				
430	A,B,C,D,E,F	811	A,B,C,D,E,F				
431	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K	813	A,B,C,D,E,F,G,H,I				
432	A,B,C,D,E,F,G	814	A,B,C,D,E,F,G				
433	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K	815	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J				
434	A,B,C,D,E,F	816	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K				
435	A,B,C,D,E,F,G	817	A,B,C,D,E,F				
436	A,B,C,D,E,F,G	818	A,B,C,D				
437	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	827	F				
438	A,B,C,D,E,F,G	828	I				
439	A,B,C,D,E,F	871	A				
440	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	890	C				
441	A,B,C,D,E,F	960	A,B,C				
442	A,B,C,D	963	B				
443	A,B,C,D,E,F						
444	A,B,C,D						
445	A,B,C,D,E,F						
446	A,B,C,D,E,F						
447	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K						
448	A,B,C,D,E,F,G						
449	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K, L,M						
450	A,B,C,D,E,F,G						
451	A,B,C,D,E						
452	A,B,C,D,E						
453	A,B,C,D,E,F						
454	A,B,C,D,E,F,G						
455	A,B,C,D,E,F,G,H,I						
456	A,B,C,D,E						
457	B,C,D,E						
501	A,B,C,D						
502	A,B						
503	A,B,C,D,E,F,G,H						
504	A,B,C,D						
505	A,B,C,D,E,F,G						
506	A,B,C,D,E,F,G,H						
508	A,B,C,D						
509	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J						
513	A,B,C,D						
514	A,B,C,D,E						
515	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J						
516	A,B,C,D,E,F,G,H						
801	A,B,C,D,E						
802	A,B,C,D,E						
803	A,B,C						
804	A,B,C,D,E,F,G,H						
805	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K, L,M,N						
806	A,B,C,D,E						
807	A,B,C,D,E,F,G,H,I						
808	A,B,C,D,E,F,G						
809	A,B,C,D						

別表1-区④

(各林小班は一部)

保健機能維持増進森林							
林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
1	A,B,C,D	419	A,B,C,D,E,F	745	D,E		
2	A,B,C,D,E,F,G,H	420	A,B,C	756	G		
3	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M	422	D	801	A,B		
10	A,B,C	454	E,F,G	804	H		
11	A,B,C,D,E,F,G,H	455	A,B,C,D,E,F,G,H,I	805	A,D,E,K,L		
12	A,B,C	456	A,B,C,D,E	815	A,J		
13	B,C	457	B,C,D,E	816	J,K		
14	A,B,C,D,E,F,G	544	B,C,D,E,F	818	A,B,D		
34	C,D	545	A,B,C,D,E,F,G,H	819	B,C		
115	G,H,I,J	548	A,B,C,D,E,F,G	822	G		
124	B	549	A,B,C,D,E,F,G	827	E,F		
144	A,B,C,D,E	550	A	829	E		
145	A,B,C,D,E	551	A,B,C,D,E,F,G,H	841	G		
146	A,B,C,D,E,F,G	552	C,D,E,F,G,H	843	A		
147	A,B,C,D,E,F,G	553	B,C,D,E,F	844	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J		
148	A	554	A,B,C,D,E	845	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K		
162	A	555	A,C,D,E,F	846	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J		
163	B,C	562	B	847	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L		
164	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J	567	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K	848	A,B,C,D,E,F,G,H		
165	A,B,C,D	568	A,B,C,D,E,F	849	A,B,C,D,E,F		
166	D,E	574	C	850	A,B,C,D,E,F,G		
170	J	575	C	851	A,B,C		
187	I,J	582	A	852	A,B,C,D		
188	A	585	A,B	859	D,E		
195	B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M	586	B	860	A,B,C		
200	F	587	A	871	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J		
206	A,D,F,G,H	647	C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	874	A		
207	A,E,F	648	A,B,G,H,I,J	920	A,B,C,D,E		
208	A,B	654	E,H	921	G,I		
302	A,E	655	G	922	A,B,C,D,E,F,G,H,I		
330	E	659	B	923	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J		
384	A,B,C,D,E,F	675	F	926	A,B,C,D,E,F		
385	A,B,C,D,E,F,G	676	A,B,C,D,E,F	927	A,F,G,H,I,J,K,L		
386	A,B,C,D,E,F,G,H	677	A,B,C,D,E,F	928	B,C,D,E,F,H,I		
387	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L	689	E,F	930	A,B,D		
388	A	720	F,H	933	E,F		
389	A	721	A,B,C,D,E,F,I,J,K	959	A,B,C,D		
390	A	723	A,C,E,F	960	A,B,C		
391	A,B,C	724	A,C,D,I,K,L,N,O,P,Q	963	A,B		
392	A	727	B,C,D,G,H,J,K				
393	A	730	A,C				
394	A	736	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K				
395	A	737	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K				
396	A	738	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L				
397	A,B	739	A,B,C,D,E,F,G				
398	A,B,C,D	740	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J,K,L,M,N,O,P,Q,R				

別表1-区④

(各林小班は一部)

保健機能維持増進森林

林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班	林班	林小班
402	H	741	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J				
406	A	742	A,B,C,D,E,F,G,H,I,J ,K				
417	H	743	A,B,C				
418	A,B,C,D,E	744	I				

別表1-区⑤

(各林班は一部)

木材等生産機能維持増進森林

林班	林班	林班	林班
46	937~938		
48~49	945~955		
53~79			
81			
90			
93			
95			
97~113			
121~152			
166~167			
171			
175			
179			
337~358			
362~365			
368~387			
399~417			
427~428			
430			
437			
448			
451~452			
538~540			
542~549			
551~608			
610~611			
618~619			
621~644			
646			
649~652			
654~659			
661			
665~667			
669			
675~678			
680~703			
708~710			
714~715			
717~727			
729			
731~734			
736~757			
833~840			
845~866			
880~884			
887~889			
891~893			
895~906			
920~927			
931~932			

【別表3】

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域及び鳥獣害防止森林区域(対象鳥獣の種類:ニホンジカ)

地区	区域名	林 班	区域面積(ha)	大字
鳥取	久松山	1~25	1,487.80	浜坂、覚寺、円護寺、東町一丁目、栗谷町、丸山町、立川町一丁目、立川町四丁目、卯垣、小西谷、滝山、百谷、岩倉
鳥取	津ノ井	26~45	916.71	津ノ井、杉崎、生山、桂木、海蔵寺、紙子谷、祢宜谷、香取、広岡、船木、西大路、東大路、中大路、久末、越路、古郡家、美和、八坂、橋本、円通寺、大杵、雲山、桜谷、東今在家、正蓮寺
鳥取	岩坪	65~79	869.15	岩坪、上砂見
鳥取	神戸1	53~64	666.76	中砂見、上砂見
鳥取	神戸2	46~52、80~91	1,226.53	下砂見、赤子田、長谷、猪子、横枕、上味野、朝月、下味野、服部、玉津、倭文
鳥取	東郷	92~113	1,449.87	本高、北村、西今在家、篠坂、中村、有富、高路、服部、菖蒲、古海、徳尾
鳥取	明治1	135~152	1,213.23	河内
鳥取	明治2	122~134、153~159	1,392.70	松上、槇原、細見
鳥取	明治3	114~121、160~170	1,104.61	尾崎、上原、上段、下段、大塚、野坂、大桝、宮谷、嶋、足山、里仁、布勢、桂見、高住、良田、三山口

【別表3】

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域及び鳥獣害防止森林区域(対象鳥獣の種類:ニホンジカ)

地区	区域名	林 班	区域面積(ha)	大字
鳥取	吉岡	171～184	1,106.56	吉岡温泉町、妙徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵、長柄、松原、六反田
鳥取	鳥取西部	185～208	1,277.01	大畑、金沢、福井、三津、伏野、白兔、内海中、御熊、小沢見、湖山町、賀露町
国府	宇倍野1	301～311	590.22	奥谷、宮下、町屋、美歎
国府	宇倍野2	312～334	1,500.93	高岡、糸谷、清水、神垣、山根、岡益、玉鋒、広西、三代寺、庁、谷、法花寺
国府	成器1	345～364	1,343.53	山崎、上荒舟、荒舟、上地、殿
国府	成器2	335～344、365～367	761.18	新井、中河原、殿、神護、松尾、吉野
国府	大茅1	376～399	1,365.69	下木原、木原、雨滝
国府	大茅2	368～375、400～417	1,245.04	拾石、楠城、栃本、石井谷、大石、菅野
福部	福部北部	418～424、441、447～457	1,131.16	岩戸、細川、栗谷、箭溪、高江、海士、湯山、

【別表3】

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域及び鳥獣害防止森林区域(対象鳥獣の種類:ニホンジカ)

地区	区域名	林 班	区域面積(ha)	大字
福部	福部南部	425～440、442～446	1,270.17	南田、蔵見、中、左近、久志羅、八重原
河原	北村1	558、560～568、580～600	1,315.15	北村、弓河内
河原	北村2	569～579	502.23	北村
河原	小河内	544～555	866.86	小河内、神馬、北村
河原	散岐	524～537	781.14	和奈見、八日市、佐貫、水根、小倉、山上、
河原	河原中部	507、538～543、556～557、 559、601～608、765	895.51	弓河内、小畑、湯谷、牛戸、本鹿、中井、天神原、曳田、北村
河原	河原	501～506、508～515	721.58	布袋、稲常、片山、渡一木、谷一木、長瀬、袋河原
河原	国英	516～523	542.25	三谷、郷原、山手、高福、釜口
用瀬	江波	681～682、686～703	1,445.38	江波、屋住

【別表3】

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域及び鳥獣害防止森林区域(対象鳥獣の種類:ニホンジカ)

地区	区域名	林 班	区域面積(ha)	大字
用瀬	屋住	673~680、683~685	754.60	屋住、江波
用瀬	安蔵	657~672	1,253.06	安蔵、宮原、川中
用瀬	用瀬西部	609~611、704~713	689.11	美成、家奥、古用瀬、別府
用瀬	大村	612~620、644~648	894.51	鷹狩、赤波、用瀬
用瀬	赤波	621~643	1,301.27	赤波
用瀬	用瀬東部	649~656	597.63	古用瀬、金屋、樟原、川中
佐治	佐治東部	714~723	833.57	小原、刈地、大井、加瀬木、加茂
佐治	佐治南部	724~731	853.16	加茂、余戸
佐治	佐治西部	732~744	1,007.51	尾際、中、栃原、河本

【別表3】

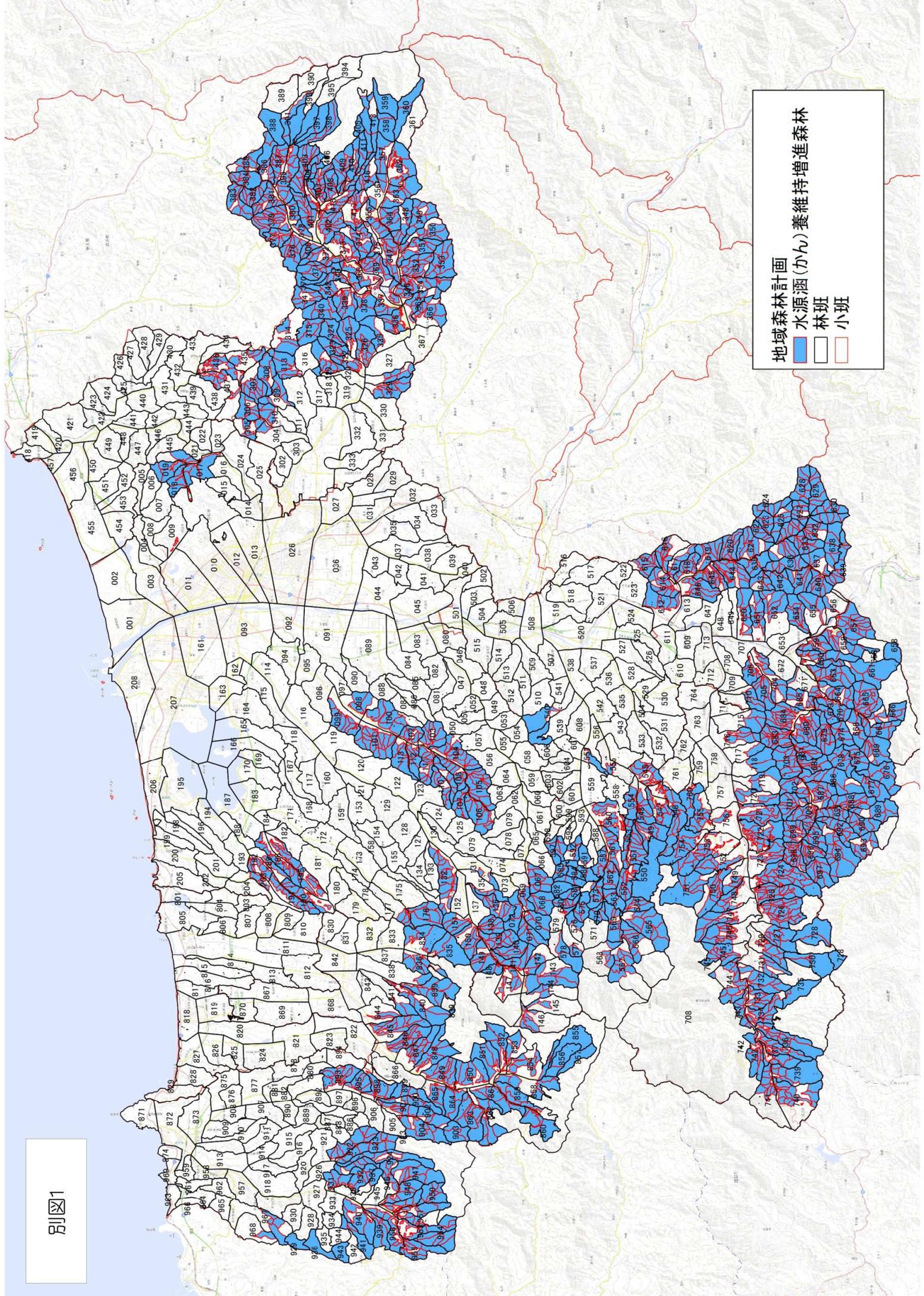
森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域及び鳥獣害防止森林区域(対象鳥獣の種類:ニホンジカ)

地区	区域名	林 班	区域面積(ha)	大字
佐治	佐治北西部	745～750	517.69	河本、つく谷、畑、福園
佐治	佐治北東部	751～764	1,059.54	高山、津野、森坪、津無、古市、葛谷、刈地、福園
気高	気高東部	801～817	989.02	奥沢見、酒津、宝木、富吉、常松、下光元、上光、宿、土居、二本木、重高、下坂本、日光、浜村
気高	気高西部	818～829	636.14	浜村、八束水、勝見、郡家、高江、八幡、睦逢、山宮、下石、殿、飯里、上原、会下、下原
鹿野	鹿野	830～842、867～870	1,314.77	広木、閉野、末用、水谷、鹿野、岡木、乙亥正、宮方、今市、寺内、中園
鹿野	鷲峰	843～848、866	599.11	鹿野、鷲峯、小別所
鹿野	鹿野河内	849～865	1,325.70	河内
青谷	青谷東部	871～873、875～906	1,439.31	青谷、養郷、蔵内、早牛、山根、河原、小畑
青谷	青谷西部	874、927～930、957～968	724.22	青谷、田原谷、北河原、亀尻、吉川、井手、長和瀬、絹見

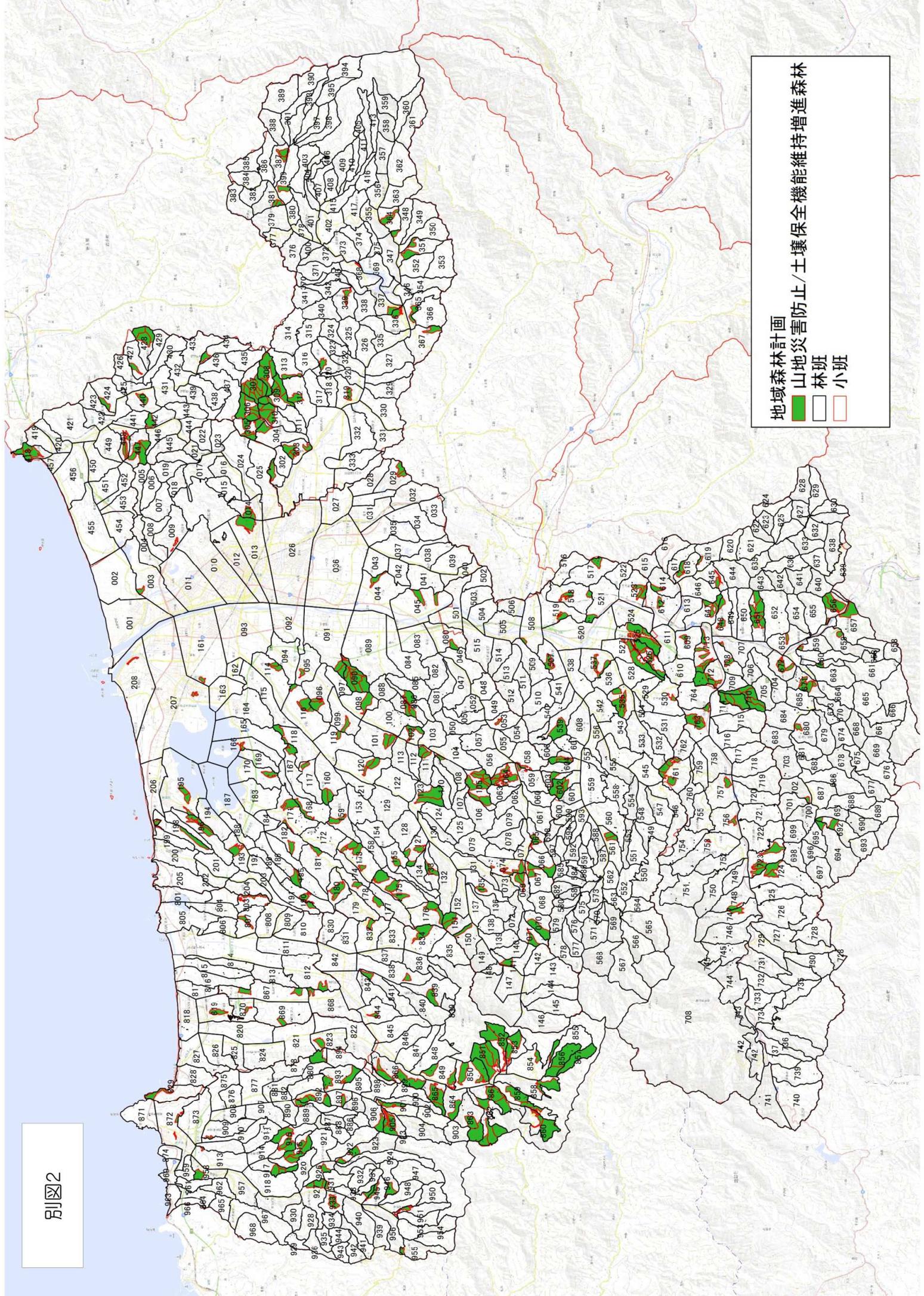
【別表3】

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域及び鳥獣害防止森林区域(対象鳥獣の種類:ニホンジカ)

地区	区域名	林 班	区域面積(ha)	大字
青谷	青谷中部	907~926	1,236.97	大坪、奥崎、善田、露谷、山田、鳴瀧、八葉寺、亀尻、吉川、青谷
青谷	青谷南部	931~956	1,394.92	紙屋、楠根、澄水、桑原
合計			48,410.76	

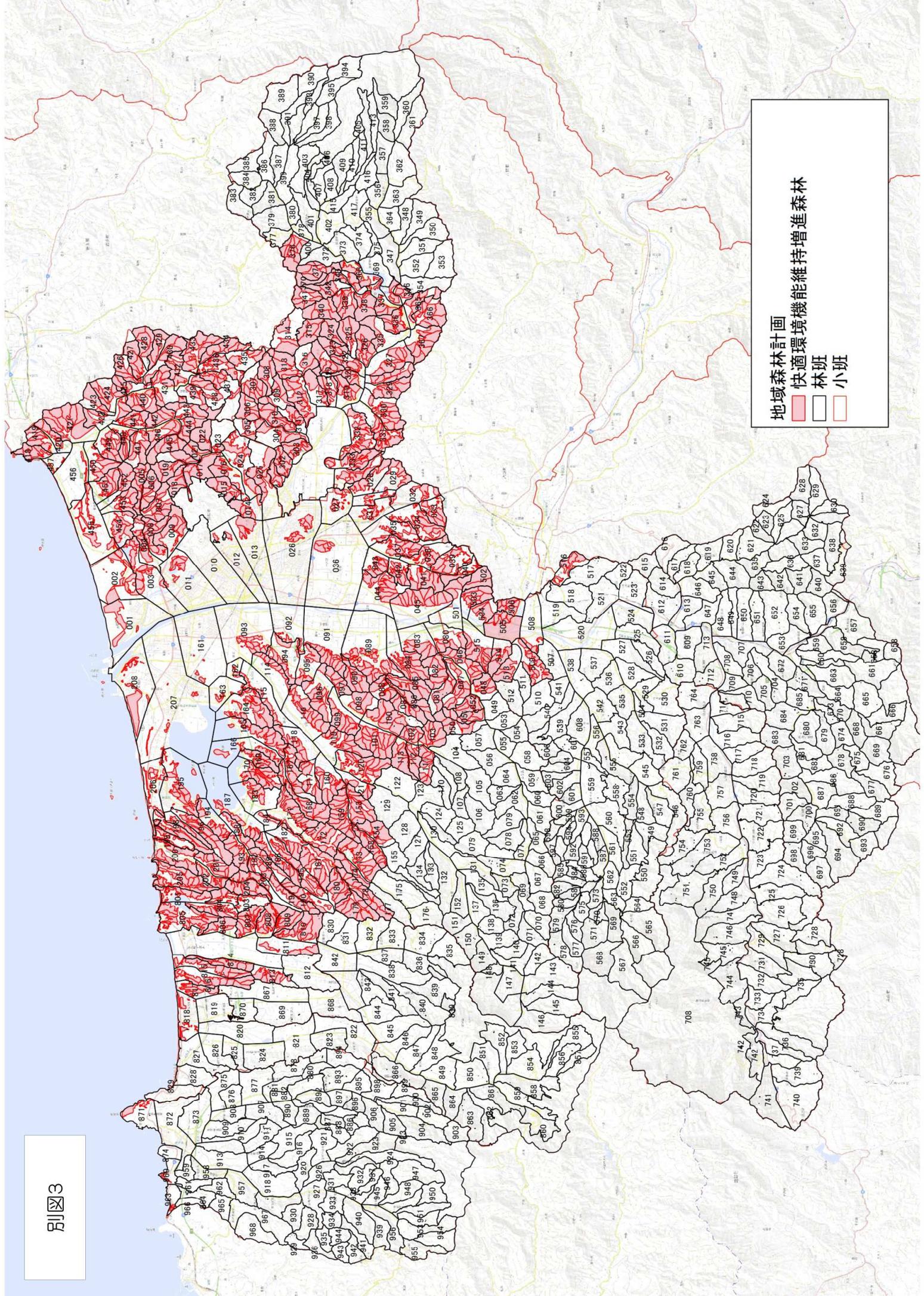


地域森林計畫
水源區(かん) 養維持増進森林
林班
小班

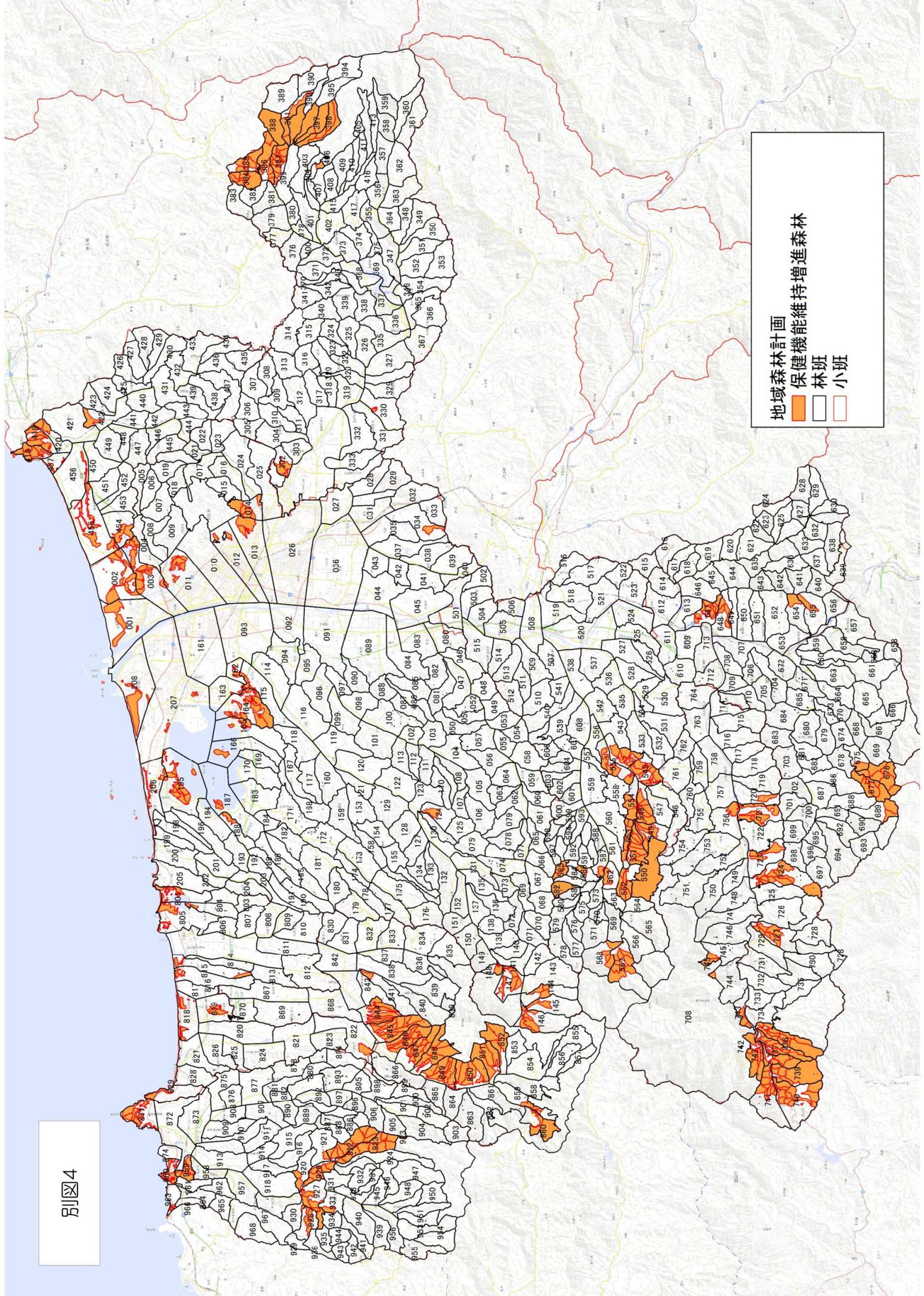


地域森林計畫
■ 山地災害防止/土壤保全機能維持增進森林
□ 林班
□ 小班

圖3



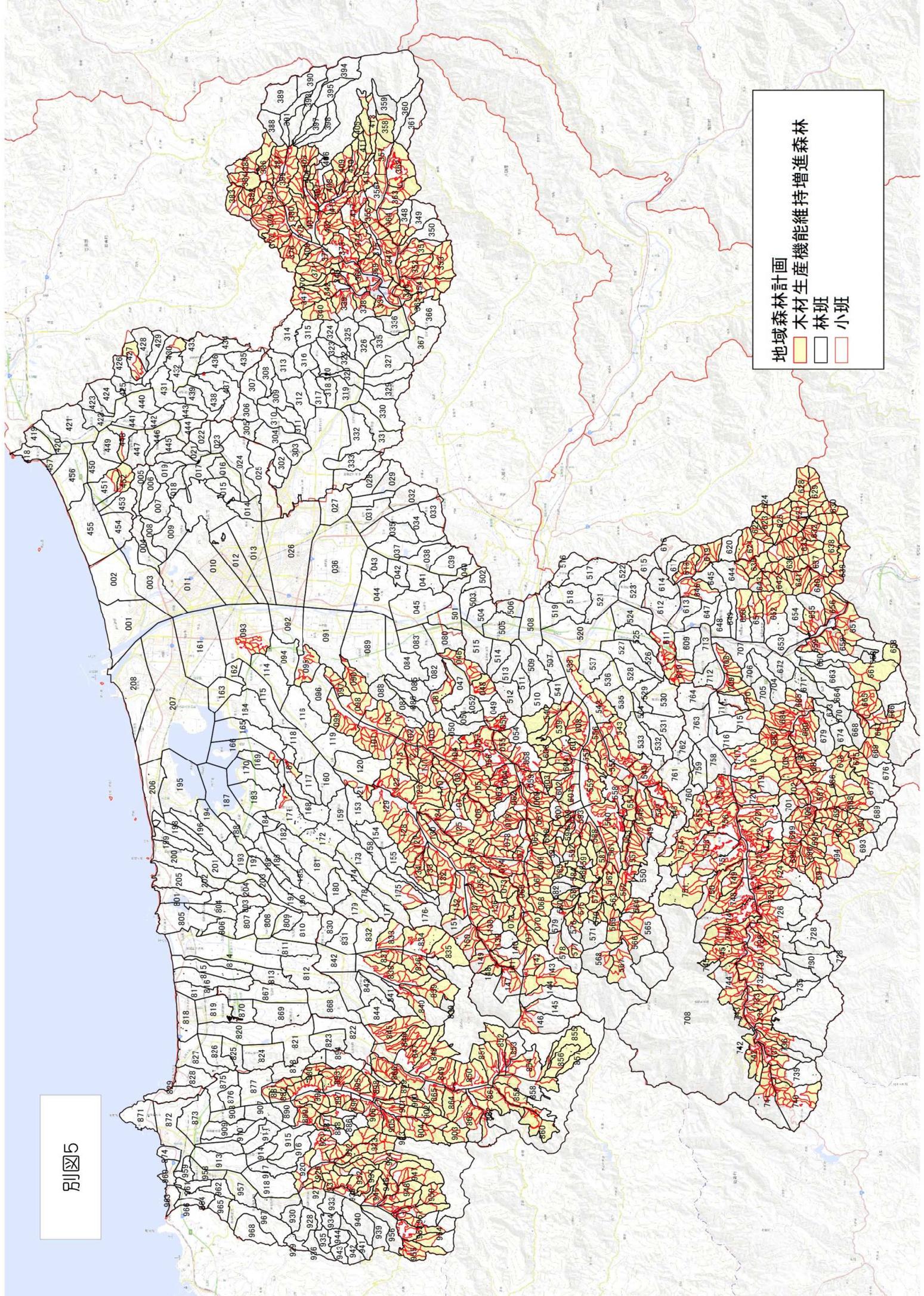
地域森林計畫
快速環境機能維持增進森林
林班
小班



地域森林計画

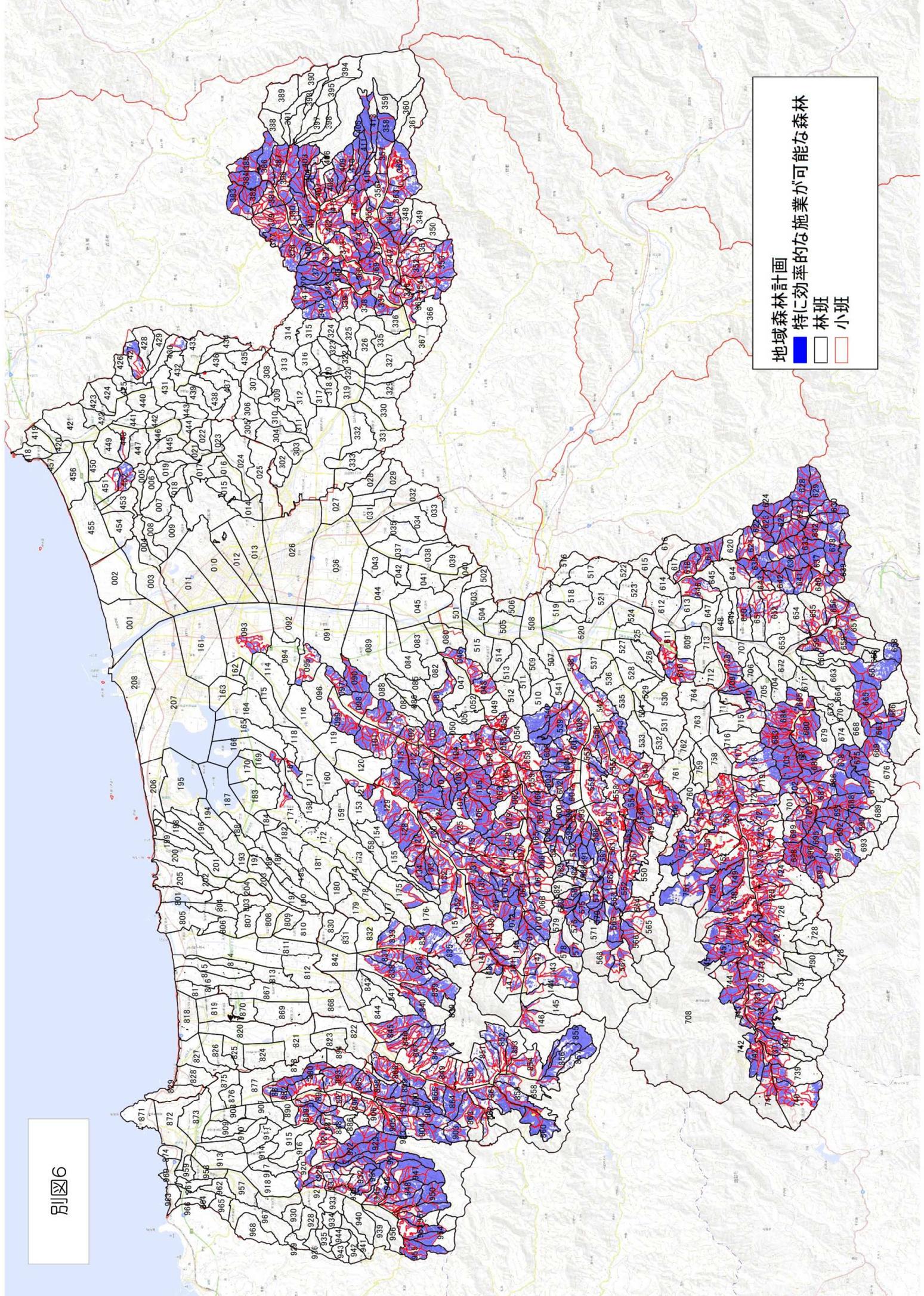
- 保健機能維持増進森林 (Orange)
- 林班 (White)
- 小班 (Red)

別圖5



地域森林計畫
木材生產機能維持增進森林
小班

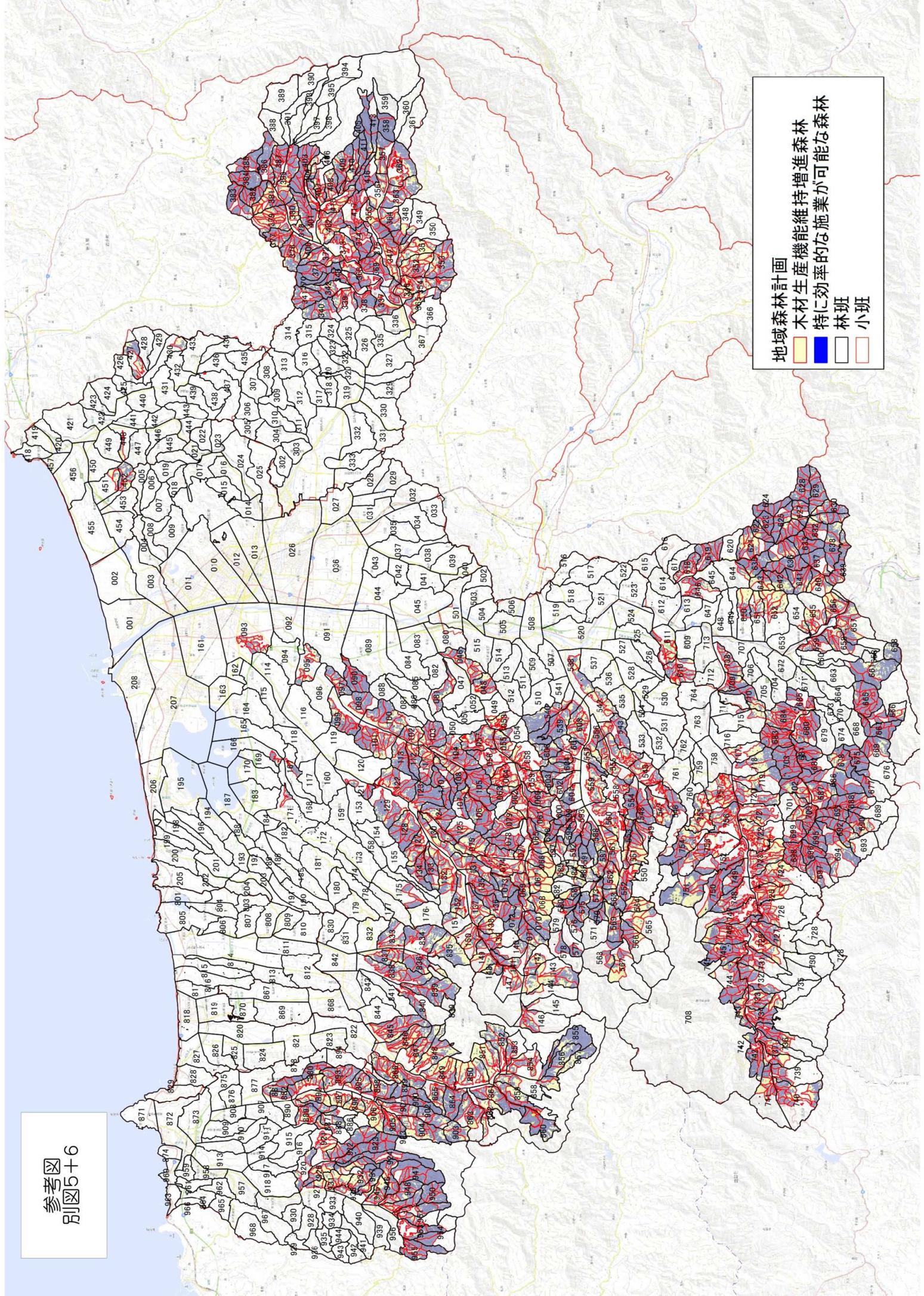
■ 地域森林計畫
□ 木材生產機能維持增進森林
■ 小班



地域森林計画
特に効率的な施業が可能な森林
小班

■	地域森林計画
□	特に効率的な施業が可能な森林
■	小班

参考図
別図5+6



地域森林計画
木材生産機能維持増進森林
特に効率的な施業が可能な森林
林班
小班